

議員提出議案第 9 号

須田勝議員に対する議員辞職勧告決議

上記議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 8 年 9 月 18 日

渋川市議会議長 安 カ 川 信 之 様

提出者	渋川市議会議員	田 中 猛 夫
	同	田 村 なつ江
	同	高 澤 幹
	同	田 邊 寛 治

別紙

議員提出議案第9号

須田勝議員に対する議員辞職勧告決議

須田勝議員、後藤弘一議員については、過日行われた星名建市後援会の開催する懇談会に出席し、懇談会において、互いに暴力により傷害を受けたと告訴した。

この事件は、新聞等で報道され、広く市民の知ることとなった。

この告訴は、嫌疑不十分として、不起訴となった。須田勝議員の行為は、議員としての資格が問われる事件である。

また、このことにより、市民の市議会への信頼を著しく損なうこととなったものである。

よって、渋川市議会は、須田勝議員に対し、本件の重大性を真摯に受け止め、自らの政治的・道義的責任を明確にするため、速やかに自らの意思により議員を辞職することを強く勧告する。

令和8年9月 日

渋川市議会